

永住許可、帰化

日本に永住を希望する人は、永住許可を受けるか、帰化の許可を受けることが必要です。

○永住許可

永住許可を受けると、外国の国籍のまま日本にずっと住むことができます。
永住許可を受けたいときは、所轄の出入国在留管理局にお問い合わせください。

問い合わせ先

(西宮市在住の場合)

大阪出入国在留管理局神戸支局 (神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎) 078-391-6377

○帰化

帰化とは、外国人が、現在の国籍を離れて、日本の国籍を取ることです。
帰化するためには、法務大臣の許可を得る必要がありますので、所轄の地方法務局にお問い合わせください。
名前は、漢字、ひらがな、カタカナで登録する事になります。

問い合わせ先

(西宮市の場合)

神戸地方法務局 西宮支局 (西宮市浜町 7-35 西宮地方合同庁舎) 0798-26-0061

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。